

令和8年度 入間市学童保育室のご案内



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

入間市こども支援部青少年課放課後子ども担当
〒358-8511入間市豊岡1-16-1
TEL 04-2964-1111(内線2362～2364)



令和8年度より、学童保育料及び、運営方法が変更になります。
変更点につきましては、本ご案内をご覧ください。

目次

・ 入間市立（公立）学童保育室一覧表	2
・ 入間市民間学童保育室一覧表	3
・ 対象児童	4
・ 申込みの要件	4
・ 申込みについて	4
◆令和8年4月入室の申込み日程について（予定）	4
◆令和8年5月以降入室の申込みについて（予定）	5
・ 申込みに必要な書類	5
・ オンライン申請手順	6
・ 入室まで	6
・ 開室時間	7
・ 保育料等	7
・ 休室日	8
・ 土曜の合同保育	8
・ 入室後について（届出等）	9
・ 送り迎え	9
・ 必要な持ち物	10
・ 退室について	10



入間市立（公立）学童保育室一覧表（令和7年10月1日現在）

令和8年4月より公設民営（市が設置・管理を行い、民間事業者が運営）になります。

保育室名（クラブ名）	所在地	電話番号	定員
扇学童保育室 （あおぞら学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2964-7899	60人
扇第二学童保育室 （あおぞら第二学童クラブ）	久保稲荷5-7-14 藤棚公園前	04-2965-5511	50人
豊岡学童保育室 （ひまわり学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2962-7871	40人
豊岡第二学童保育室 （ひまわり第二学童クラブ）	向陽台1-1-14 豊岡小学校内	04-2935-7140	40人
東町学童保育室 （トトロ学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2963-8515	55人
東町第二学童保育室 （トトロ第二学童クラブ）	向陽台2-1009-3 東町小学校内	04-2964-5670	40人
高倉学童保育室 （つくしんぼ学童クラブ）	高倉4-14-7 高倉小学校内	04-2963-1806	40人
黒須学童保育室 （どんぐり学童クラブ）	春日町2-14-59 黒須小学校隣接地	04-2964-9925	70人
東金子学童保育室 （あすなろ学童クラブ）	小谷田1524 東金子小学校内	04-2964-0514	40人
新久学童保育室 （ちゃのはな学童クラブ）	新久500 新久小学校内	04-2936-5128	60人
金子学童保育室 （やまびこ学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-3271	50人
金子第二学童保育室 （やまびこ第二学童クラブ）	西三ツ木150 金子小学校地内	04-2936-5290	40人
狭山学童保育室 （狭山なかよし学童クラブ）	二本木71-1 狭山小学校地内	04-2934-4986	70人
宮寺学童保育室 （やまなみ学童クラブ）	宮寺594-1 宮寺小学校内	04-2934-4118	40人
藤沢北学童保育室 （たんぼぼ学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2964-3718	40人
藤沢北第二学童保育室 （たんぼぼ第二学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7318	40人
藤沢北第三学童保育室 （たんぼぼ第三学童クラブ）	東町7-7-1 藤沢北小学校地内	04-2935-7461	40人
藤沢学童保育室 （藤沢なかよし学童クラブ）	上藤沢384-3 藤沢小学校地内	04-2964-1306	40人
藤沢東学童保育室 （ふたば学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校内	04-2963-4112	70人
藤沢東第二学童保育室 （ふたば第二学童クラブ）	東藤沢7-9-1 藤沢東小学校地内	04-2003-1535	40人
藤沢南学童保育室 （たけのこ学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-3749	40人
藤沢南第二学童保育室 （たけのこ第二学童クラブ）	上藤沢37-2 藤沢南小学校地内	04-2965-6573	40人
仏子学童保育室 （さくら学童クラブ）	仏子433-1 仏子小学校地内	04-2932-8877	50人
西武学童保育室 （なかよし学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2932-2701	40人
西武第二学童保育室 （なかよし第二学童クラブ）	野田498 西武小学校地内	04-2931-1006	40人

※ 公立学童保育室一覧において、太線で囲まれた単位ごとに民間事業者による運営となります。

入間市民間学童保育室一覧表（令和7年10月1日現在）

保育室名(クラブ名)	所在地	電話番号	定員
アフタールーム「チポリーノ」	下藤沢1305-2 ◆主に藤沢小学校区	04-2963-0341 080-4942-5556	26人
LEGATO	扇台6-10-22 ◆主に扇小学校区	04-2968-3811 090-9856-5792	30人
民間学童 スキップキッズ	野田554 ◆主に西武小学校区	080-7505-7344	40人

※入間市こども支援部青少年課では、上記の民間学童保育室の入室申込を受け付けておりませんので、ご注意ください。

※民間学童保育室への申込方法、開室時間等施設の詳細情報につきましては、各施設へ直接お問い合わせください。

※公立学童保育室と民間学童保育室両方に申込みをした場合は、その旨を青少年課へお申出ください。（両方に申し込んだことによる入室審査への影響はありません。）

対象児童

市内に住所を有する小学生、または、市内の小学校に就学している児童（小学１年生から６年生）

申込みの要件

1. 「常時留守家庭となる児童」、または、「特別な事情により家庭での保育が困難な児童」

「常時留守家庭となる児童」

○保護者が外で仕事することなどにより、家庭が常時留守の場合

※留守の状況が原則１６時以降まで、かつ、１か月１６日以上であること

勤務終了時間に通勤時間を加味し、１６時以降まで留守の状況である必要があります。

→１年生のみ、１６時ではなく１５時に条件を緩和しています。

「特別な事情により家庭での保育が困難な児童」

○保護者が長期にわたる疾病状態にある、または精神もしくは身体に障害を有している場合

○その児童の家庭に常時介護等を必要とする病人がいる場合

○保護者の方が出産予定である場合

※出産要件での入所は、出産予定月と前後１か月の通算３か月まで利用可能。

次に該当する場合は、入室の優先順位が低くなり、施設の状況等により入室できないことがあります。

- 高学年の児童
- 同居の祖父母等がいる場合
- 家庭内就労（自営業等）の場合

2. 保護者（中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センター）が閉室時間までに迎えに来られること

3. 保育料を滞納していないこと

申込みについて ※原則オンラインでの申込みをお願いしています。

申込および面接（次の①・②の手順で手続きしてください。）

A) 令和８年４月入室申込の場合（予定）

① 下記の期間中に申込書及び各証明書等をご提出ください。

【オンライン申請受付期間】

令和７年１０月２０日（月）正午 ～ 令和７年１１月９日（日）２４時まで 厳守

【紙での申請受付期間】

令和７年１１月７日（金）のみ（受付時間 ９：００～１２：００、１３：００～１７：００）

入間市役所青少年課窓口まで提出してください。

※１１月１０日（月）以降の申込みについては、５月入室の申込みとして受け付けます。

４月からの入室はできません。

※お引越し等により、急遽入室を希望される場合は、青少年課にご相談ください。

■申込書類に不備がある場合（青少年課から入間市公式 LINE で連絡）

補正期限：令和7年11月30日（日）24時まで 厳守

※期限内に書類の追加や修正がない場合は審査対象外となります。

期限後にご提出いただいた場合、5月入室での申請に切り替えます。

- ② 申込書提出後、学童保育室へ連絡し、面接日程の調整をしてください。（閉室日の場合は翌開室日）

期間：令和7年10月21日（火）から令和7年11月29日（土）まで（日曜・祝日除く）

※面接について

学童保育室で、上記期間中に児童と一緒に受けてください。

ことばの遅れや心身などに障害、またはアレルギーなどある場合は、必ずお申し出ください。

なお、面接が終了しないと申請完了となりません。

B) 令和8年5月以降入室申込の場合（予定）

- ① 毎月10日までにオンラインによる申請をお願いします。

※紙による申請の場合は、市役所青少年課窓口での受付

（受付時間：8：30～12：00、13：00～17：15）

- ② 提出後、学童保育室へ連絡し、利用開始月の前月15日（閉室日の場合は翌開室日）までに面接を受けてください。

申込みに必要な書類

- ①学童保育室入室申込書（※オンライン申請の場合入力）
②家庭状況届（兼調査票）（※オンライン申請の場合入力）
③留守家庭等の状況を証明するための証明書（下記参照）

就労証明書は紙でもデータでも
オンライン申請可能

保護者の状況		申請に必要な書類
1. 就労	会社等に勤務（固定就労）	就労（内定）証明書 <u>（※就労のある同居家族全員分）</u>
	会社等に勤務（変則就労）	① 就労（内定）証明書 ② 勤務実績申告書、または直近1ヶ月分のシフト表の写しなど実際の勤務日数や勤務時間がわかるもの
	自営業	① 就労（内定）証明書 ② 直近の確定申告の写しもしくは住民税申告書の写し ③ 勤務実績申告書 <u>（※対象となる同居家族全員分①～③すべて）</u>
2. 出産		母子手帳の母の氏名及び出産予定日記載のページの写し
3. 疾病		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し } いずれか1つ
4. 看護・介護		① 診断書（指定様式あり） ② 障害者手帳等の写し ③ 介護保険被保険者証の写し } いずれか1つ
5. 就学・技能訓練など		在学証明書及び時間割等スケジュールがわかるもの
6. その他		必要に応じて書類を提出

※紙の申請にて、兄弟姉妹が同時に申し込む場合、申請人数分（コピー可）必要となります。

※就労証明書・診断書は指定の様式があります。就労証明書以外の市で用意する様式は、青少年課窓口を設置または入間市公式ホームページに掲載しております。

【ホーム＞メニュー＞子育て・教育＞学童保育室＞令和8年度学童保育室の申込みについて】

https://www.city.iruma.saitama.jp/soshiki/seishonenka/gakudo_hoiku/12090.html



オンライン申請手順

- ①右記 QR コードより入間市 LINE 公式アカウントを友達追加
- ②入間市 LINE 公式アカウントトーク画面へ
- ③「メニューをひらく」をタップ
- ④「子育て」をタップ
- ⑤「学童保育室入室申請」をタップ ➡ 申請開始



※オンライン申請時間は 20 分～30 分程度になります。申請を中断すると最初からになります。

入室まで

1. 調 査

保護者の就労状況等を調査します。電話等により状況確認を行う場合があります。

2. 入 室 審 査

学童保育室の定員に対する入室状況から、申込者数や留守家庭等の状況、面接の結果など総合的に審査し、入室を決定します。

学童保育室等の面接において、その子に対する職員の増員や施設整備などが必要であると判断された場合、入室保留となることがあります。

なお、入室審査が終わるまで入室の可否はお答えできません。

3. 保護者への連絡

審査終了後

A) 令和8年4月入室申込の場合

令和8年1月下旬（予定）に入室の決定・保留について文書により通知します。

B) 令和8年5月以降入室申込みの場合

毎月20日頃に入室の決定・保留について文書により通知します。

《決 定 の 場 合》

- ・翌月の1日から入室できます。
- ・入室に関する説明がありますので、必ず入室決定を受けた学童保育室へ連絡してください。

《保 留 の 場 合》

- ・入室保留となった場合は、翌月以降も引き続き入室審査を行います。
毎月20日前後に、入室となった場合のみ、文書による通知でお知らせします。
- ・継続審査を希望されない場合は、入室申込の取下げを申し出てください。
- ・継続審査には、既存の申込書類を使用します。
記載内容に変更があった場合のみ、変更後の書類を速やかにご提出ください。
- ・申込書の有効期限は令和9年3月までです。
翌年度の入室申込は、別途必要になりますのでご注意ください。（翌年度の申込期間等については、市 HP などでお知らせします。）

開室時間

《平日》 放課後 ～19時00分

《土曜・学校休業日》 7時30分 ～19時00分

※お仕事がお休み等でご在宅の場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

保育料等

- (1) 保育料は児童1人につき月額10,000円です。ただし、家庭内で、公設学童保育室に入室している2人目の児童については5,000円、3人目以降の児童については0円となります。申請は不要です。

区分	学童保育料	保険料
学童保育室に入室している1人目の児童	10,000円/月	1,000円/年
学童保育室に入室している2人目の児童	5,000円/月	1,000円/年
学童保育室に入室している3人目以降の児童	0円/月	1,000円/年
支払い時期	当月末払い	利用開始月の月末払い

- (2) 生活保護世帯や市民税が非課税の世帯は保育料の減免を受けることができます。

下表に該当する場合は、保育料の減免を受けることができますので、入室決定後、減免申請を行ってください。

申請の際には、保護者の方の非課税証明書をご提出ください。家計の主宰者（主に生計を維持する方）が両親以外の場合は、その方の非課税証明書も必要となります。

なお、市民税非課税世帯については、より直近の課税状況を反映させるため、減免期間が4月から6月、7月から3月の2つの期間となりました。それぞれの期間について、減免申請が必要となりますので、ご注意ください。

《学童保育料の減免について》

対象世帯	期間	学童保育料	保険料
生活保護法による被保護世帯	被保護期間	0円/月	0円/年
令和7年度の市民税非課税世帯	4月分から6月分	0円/月	1,000円/年
令和8年度の市民税非課税世帯	7月分から3月分	0円/月	1,000円/年

※4月から6月分の保育料の減免申請期限は、令和8年4月15日（水）までです。

※7月から3月分の保育料の減免申請期限は、令和8年7月15日（水）までです。

※期日を過ぎて申請された場合、遡って保育料の減免は受けられませんのでご注意ください。

※各申請期限を過ぎての減免申請については、15日までの申請であれば当月分から、15日を過ぎて申請された場合は、翌月分からの保育料の減免を受けることができます。

【例1】4月18日に申請した場合は5月分から

【例2】8月10日に申請した場合は8月分から

(3) 傷害保険料は、年額約2,000円のうち、保護者負担金として1,000円を入室月にご負担いただきます。年度途中にご入室された場合でも減額はありせん。またご退室された場合でも、返金はありせん。

◆傷害保険の補償内容（参考：令和7年度）

保 険 期 間 ：令和7年4月から令和8年3月31日まで

保 険 対 象 者 ：入間市学童保育室利用児童

補償項目		保険金額	備考
死亡・後遺障害	傷害事故	350万円	後遺障害は程度に応じて 100%から4%
	特定疾病事故	350万円	
入院日額	傷害事故	5,000円	180日程度
	特定疾病事故	5,000円	
通院日額	傷害事故	3,000円	90日程度
	特定疾病事故	3,000円	

※特定疾病：熱中症、脱水症、低体温症、細菌性食中毒限定

※天災危険対象外

毎月1日現在の在籍により保育料がかかります。

1か月間一度も利用がない場合や、月の途中で退室した場合も減額等はありません。

保育料は、口座振替による納入をお願いしていますので、「口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。振替日は、毎月末日（金融機関休業日の場合翌営業日）です。

※保育料は、お子さんをお預かりするのに必要な経費の一部に充てるものです。納期限までに必ず納入してください。

休 室 日

休室日は、日曜日、祝祭日（振替休日）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日）です。

～このような場合、保育はできません～

*お子さんが、新型コロナウイルス感染症、はしか、風疹、おたふくかぜなどの感染症にかかっている場合（学校で出席停止と判断された場合は、次に学校に登校する日まで）

*新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどにより、学校・学級閉鎖の場合

*台風・大雪などで、安全な保育ができないと判断された場合

（自然災害等により閉室となる場合は、入退室管理システム（P.9参照）からメッセージを配信します。）

土曜日の合同保育

土曜日は、地区ごとに集約して、合同保育を実施させていただく予定です。

令和8年度の合同保育の詳細については、入室が決まり次第、ご案内いたします。

入室後について（届出等）

- (1) 入室決定の連絡を受けたら、小学校の担任の先生にもその旨をお知らせください。
※4月入室の場合に限り、小学校への連絡は不要です。
- (2) 保護者・児童の住所、勤務先、離婚、再婚、保護者の死亡、住所・苗字の変更が生じた際は、速やかに青少年課と学童保育室へ届け出てください。
- (3) 必ず入退室管理システム※へご登録ください。
登録の手順については、入室決定後に別途文書を郵送してお知らせします。
※入退室管理システムとは、ご利用のお子さんの入退室の予定及び実績の管理・緊急時のメッセージ配信等を行うために導入しているシステムです。
- (4) 各日の利用予定（出欠席、来室及び退室予定時刻、お迎えの保護者）について、入退室管理システムから必ず登録してください。
ご登録いただいた利用予定と異なる利用状況であった場合、勤務先等への電話連絡により確認をさせていただきます。
また、学校授業日に欠席する場合は、学校の担任にもお知らせください。
- (5) 学童保育室の施設備品を破損した場合は、修繕費をご負担いただきます。

送り迎え ※お子さんだけでの来室・帰宅はできません。

- (1) 《放課後の来室時》
学校の指示に従い、来室してください。
また、学童保育室の職員は、学校へ迎えに行くことはできません。
《学校休業日の来室時》
必ず保護者の方がお連れください。お子さんだけでの来室はできません。
- (2) お子さんの安全確保のため、各日のお迎えの保護者について、入退室管理システムから登録してください。
- (3) 入退室管理システムで登録していた保護者が、何らかの理由で開室時間内にお迎えに来られない場合は、中学生以上の家族、親戚、近所の方、またはファミリー・サポート・センターに依頼するなど、必ず19時までに児童の引き渡しができるようお願いします。
また、お迎えに来られる方が変更となる場合は、必ずその旨を学童保育室へご連絡ください。
事前連絡がない場合、安全な引き渡しができないと判断し、保護者の確認が取れるまではお子様を引き渡すことが出来かねますので、ご協力をお願いいたします。

必要な持ち物

持ち物には、必ず名前を書いてください。また、持ち物の盗難・紛失・破損等につきましては、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

次のものを準備してください。お金やおもちゃなどは、持たせないでください。

《平日（放課後）の持ち物》

- ・ひも付きタオル※衛生管理上、毎日交換してください。
- ・着替え一式（服上下、下着、靴下、ビニール袋）
- ・上履き
- ・生理用品（※お子さんの状況により持たせてください。）

※各施設で異なる場合がありますので、詳しくは入室する学童保育室にお問い合わせください。

《土曜・学校休業日の持ち物》

- ・弁当
- ・水筒
- ・勉強道具
- ・帽子

退室について

退室希望月の15日までに「退室届」を提出してください。

【オンライン申請の場合】→学童保育室に掲示してある QR コードから読み込み、提出してください。
市ホームページ内の学童保育室各種申請ページからも届出可能です。

【用紙で提出の場合】→青少年課窓口もしくは各学童保育室にあります。

◆また、次の事項に該当した場合は、退室となる旨、申込時に同意をいただいておりますので、学童保育室の利用にあたっては、十分にご留意願います。

- ① 保護者の方が、決められた時間までに送迎することができていないと判断した場合
- ② 毎月15日現在で、前月以前に3か月分の保育料を滞納した場合